

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2表第1 (工事費) 2-1第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能 (2-1-1-1第3欄に限ります。) については、2 (料金額) 2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄ア欄、イ (7) 欄又はウ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～ネ (略)

2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5欄で接続す)	端末回線により伝送を行う機能 ア～イ (略) ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2表第1 (工事費) 2-1第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能 (2-1-1-1第3欄に限ります。) については、2 (料金額) 2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄ア欄又はイ (7) 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～ネ (略)

2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5欄で接続す)	端末回線により伝送を行う機能 ア～イ (略) ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額

る場 合)		(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア (7)②A欄に 規定する料 金額	
			② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア (7)②B欄に 規定する料 金額	
			③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア (7)②C欄 に規定する 料金額	
		(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア (7)③A欄に 規定する料 金額	
			② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア (7)③B欄に 規定する料 金額	
			③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア (7)③C欄に 規定する料 金額	
	エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の区 別がタイプ 1-1のもの の	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,518円	
			② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する料 金	1回線 ごとに	5,252円	
			③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	4,550円	
	(イ) 保守の区 別がタイプ 1-2のもの の	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,518円		
② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する料 金		1回線 ごとに	5,252円			
③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金		1回線 ごとに	4,550円			
(ウ) (7)(イ)以 外のもの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,684円			

る場 合)		(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する料 金	1回線 ごとに	第6欄ア (7)②A欄 に規定する 料金額	
			② 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア (7)②B欄 に規定する 料金額	
		(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する料 金	1回線 ごとに	第6欄ア (7)③A欄 に規定する 料金額	
			② 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア (7)③B欄 に規定する 料金額	
	エ 2 芯 式 の もの	(7) ~ (イ) 削除		—	—	—
		(ウ) (7)(イ)以 外のもの	① 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,305円	

				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,410円	
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	5,512円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	5,512円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外ブリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保守の区別がタイプ	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円	

				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	5,381円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	5,381円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外ブリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保守の区別がタイプ	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円	

			1-2のもの	B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ ① ②以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,842円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,705円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円
					B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円
					C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				② 保守の区別がタイプ	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円

			1-2のもの	B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				③ ① ②以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,652円
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)	
			(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合		① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)
				② 保守の区別がタイプ		A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに

			1-2のもの	B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ ① ②以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,842円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,705円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,490円	-		
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,367円			
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,035円			
	(4) 保守の区別がタイプ	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,490円			

			1-2のもの	B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ ① ②以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,652円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,278円	-		
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,990円			
		(4) 保守の区別がタイプ	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,278円	

		プ1-2のもの	② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,367円
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,035円
		(ウ)(イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,560円
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,433円
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,091円

		プ1-2のもの	② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,990円
			(ウ)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを 含むものに 限ります。) により1芯にて 伝送を行う機	ア 保 守の区 別がタイプ1 -1の もの	(7) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,146円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを 含むものに 限ります。) により1芯にて 伝送を行う機	ア 保 守の区 別がタイプ1 -1の もの	(7) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	1,980円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。

第1-3 欄で接続 する場 合)	能		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる580円のうち、568円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
		(イ) <u>平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる513円のうち、503円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
		(ウ) <u>平成31 年4月1 日以降に 適用する 料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③ 欄に規定する料 金額に、351円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる351円のうち、344円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも	(7) <u>平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2,146円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	

第1-3 欄で接続 する場 合)	能		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる513円のうち、503円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
		(イ) <u>平成31 年4月1 日から平 成32年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、351円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる351円のうち、344円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
		(ウ) <u>平成32 年4月1 日以降に 適用する 料金</u>	1回線 ごとに	<u>平成32年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7) 欄に規定する料 金額に、305円を 加算した料金額</u>	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる305円のうち、298円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも	(7) <u>平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	1,980円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	

	の		1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) <u>平成31年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③ 欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ ア イ 以 外 の もの	(7) <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2,207円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

	の		1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) <u>平成32年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ ア イ 以 外 の もの	(7) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2,035円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額に、596円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる596円のうち、584円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) <u>平成31年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)③ 欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サ	ア(略)	(略)	(略)	(略)

			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) <u>平成32年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)</u> 欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サ	ア(略)	(略)	(略)	(略)

サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ) 以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額		—
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額		
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額		
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	194円			—
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	192円			
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	388円			—
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	384円			
		(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	366円			
	(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算	ア 光信号分岐端末	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円
② 保守の区別がタイプ1-2のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円	

サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) ①欄に規定する料金額		—
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ) ②欄に規定する料金額		
			① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	189円		
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			—
		ウ 削除					
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算	ア 光信号分岐端末	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	440円	101円	—
② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	440円	101円				

料	回線に係る加算料		③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	434円	101円	
			(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、す。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	428円	98円	
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	441円	101円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円	
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	434円	101円	
イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,490円			
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,367円			

料	回線に係る加算料		③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	453円	104円	
			(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、す。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	446円	101円	
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	459円	104円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	440円	101円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	440円	101円	
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	453円	104円	
イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,278円			

			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,035円	
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,490円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,367円	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,035円	
(ウ) (7)(イ)以外のもの			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,560円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,433円	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,091円	

			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,990円	
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,278円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,990円	
(ウ) (7)(イ)以外のもの			① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,342円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,045円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	

2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,146円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			(4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			(7) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				イ 保守の区別がタイプ1-1	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,146円

2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,980円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			(4) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			(7) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				イ 保守の区別がタイプ1-1	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,980円

	2のもの	成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。		
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 580円のうち、568円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。		
			(イ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。	
			ウ アイ 以外の もの	(イ) 平成 31年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、513円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 513円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
					1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、351円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 351円のうち、344円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				(7) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2.207円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。		

	2のもの	成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。		
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、513円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 513円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。		
			(イ) 平成 31年4 月1日 から平 成32年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。	
			ウ アイ 以外の もの	(イ) 平成 32年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、351円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 351円のうち、344円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
					1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	平成32年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定する料 金額に、305円を 加算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 305円のうち、298円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				(7) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2.035円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。		

			る料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、596円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる596円のうち、584円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
----	-------

			る料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
----	-------

接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.07%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3)（略）	（略）

接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.17%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3)（略）	（略）

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00082号）

- 1（略）
（端末回線伝送機能に係る経過措置）
2（略）

区分		単位	料金額	月額備考	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,964円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	16,574円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	18,614円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	20,824円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	22,864円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	25,074円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	27,114円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	29,324円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	31,364円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	33,574円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	35,614円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	37,824円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	40,034円	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	42,074円			

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00082号）

- 1（略）
（端末回線伝送機能に係る経過措置）
2（略）

区分		単位	料金額	月額備考	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	21,363円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	34,497円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	40,069円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	45,243円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	50,815円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	55,989円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	61,561円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	66,735円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	72,307円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	77,481円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	83,053円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	88,227円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	93,799円	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	98,973円			

附 則（平成 30 年 6 月 15 日東相制第 17-00122 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 30 年 6 月 15 日から実施し、料金表の料金額、別表 4 の違約金の額、附則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号）の料金額及び第 2 項の料金額については、平成 30 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（端末回線伝送機能の経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1-1 第 3 欄工欄(ア)欄及び(イ)欄並びに 2-1-1-1-2 第 1 欄ウ欄に係るものに限ります。）に係る提供条件についてはなお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

					月額		
区 分					単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能(第 5 条(標準的な接続箇所)第 1 項の表中第 5 欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	2 芯式のもの	ア 保守の区別がタイプ 1-1 のもの	① 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごとに	5,150 円	
				② 平成 31 年 4 月 1 日以降に適用する料金	1 回線ごとに	4,550 円	
			イ 保守の区別がタイプ 1-2 のもの	① 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごとに	5,150 円	
				② 平成 31 年 4 月 1 日以降に適用する料金	1 回線ごとに	4,550 円	

イ 加算料

			月額		
区 分			単 位	料金額	備 考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	2 芯式のもの	ア 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごとに	378 円	
		イ 平成 31 年 4 月 1 日以降に適用する料金	1 回線ごとに	366 円	